

(郡山市都市公園条例の一部改正)

第8条 郡山市都市公園条例(昭和40年郡山市条例第112号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1(第6条の2関係) 有料公園施設			別表第1(第6条の2関係) 有料公園施設		
都市公園名	有料公園施設の名称		都市公園名	有料公園施設の名称	
(略)			(略)		
大槻公園	(略)	バーベキュー広場	大槻公園	(略)	
開成山公園	(略)		開成山公園		
荒井中央公園	ふれあい交流施設				
平成記念郡山こどものもり公園	もりの館				
浄土松公園	バーベキュー広場				
別表第2(第6条の3関係) 有料公園施設の供用日及び供用時間			別表第2(第6条の3関係) 有料公園施設の供用日及び供用時間		
有料公園施設の区分	供用日	供用時間	有料公園施設の区分	供用日	供用時間
郡山カルチャーパークドリームランド	(略)		ドリームランド	(略)	
郡山カルチャーパークプール (個人使用に限る。)			カルチャーパークプール (個人使用に限る。)		
郡山カルチャーパークカルチャーセンター			カルチャーセンター		
21世紀記念公園交流施設			交流施設		
21世紀記念公園くつろぎ施設			くつろぎ施設		
大槻公園スーパースライダー			スーパースライダー	(略)	
大槻公園バーベキュー広場	1月4日から12月28日までの日	午前9時から午後4時30分まで			
	で、休場日以外の日				

(略)	
開成山野外音楽堂	(略)
荒井中央公園ふれあい交流施設	1月5日から12月27日までの日 で、土曜日、日曜日及び休日 (国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規 定する休日)以外の日
平成記念郡山こどものもり公園 もりの館	(1) 1月5日から12月27日ま での日、休場日以外の日 (2) 7月21日から8月24日ま での日
浄土松公園バーベキュー広場	1月4日から12月28日までの 日、休場日以外の日

備考 (略)

別表第4 (第10条関係)

有料公園施設の使用料

1 郡山カルチャーパークドリームランドの使用料

種別	単位	使用料	摘要
ジェットコースター	1人1回	大人400円	4歳未満の者は、無料とする。
ゴーカート		こども300円	
グレートポセイドン	1人1回	大人300円	
パラトルーパー		こども200円	
サイクルモノレール			
豆汽車			
コーヒーカップ			
チェーンタワー	1人1回	200円	
メリーゴーランド			

(略)	
開成山野外音楽堂	(略)

備考 (略)

別表第4 (第10条関係)

有料公園施設の使用料

1 ドリームランドの使用料

種別	単位	使用料	摘要
ジェットコースター	1人1回	大人300円	(1) 100円券11枚つづりは、 、1,000円とする。 (2) 4歳未満の者は、無 料とする。
ゴーカート		子供200円	
グレートポセイドン	1人1回	大人200円	
パラトルーパー		子供100円	
サイクルモノレール			
豆汽車			
コーヒーカップ			
チェーンタワー	1人1回	100円	
メリーゴーランド			

観覧車			
ミラーハウス			

備考 「大人」とは15歳以上の者（中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒を除く。）を、「こども」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

2 郡山カルチャーパークプールの使用料

種別	単位	使用料	
個人使用	1人1回	大人450円	
		高校生・学生270円	
		中学生及び小学生180円	
		幼児130円	
貸切使用	25mプール	1レーン1時間	700円
		全レーン1時間	4,900円
	50mプール	1レーン1時間	1,800円
		全レーン1時間	14,400円
	飛込プール	1時間	7,000円

備考

- 1 「幼児」とは4歳以上の者で小学校就学前の者をいう。
- 2 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生」とは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒を、「小学生」は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童をいう。

観覧車			
ミラーハウス			

備考 「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

2 カルチャーパークプールの使用料

種別	単位	使用料	摘要
個人使用	1人1回	大人300円	回数券（6回券）は、1,500円とする。
		子供150円	回数券（6回券）は、750円とする。
貸切使用	午前9時から午後0時30分まで	18,500円	入場料を徴収して競泳プール及び飛込プールを使用する場合は、それぞれについて左記金額を加算する。
		午後0時30分から午後4時30分まで	
	午前9時から午後4時30分まで	55,500円	

備考

- 1 「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは4歳以上15歳未満の者をいう。
- 2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。

4 (略)

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 郡山カルチャーパークカルチャーセンターの使用料

(1) アリーナの使用料

ア 貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的とする場合	一般	3,800円	3,800円	2,500円	2,500円	2,500円	15,100円
		高校生・中学生以下	1,700円	1,700円	1,100円	1,100円	1,100円	6,700円
		中学生以下	1,300円	1,300円	800円	800円	800円	5,000円
その他	営利目的 その他		18,300円	18,300円	12,200円	12,200円	12,200円	73,200円
			9,100円	9,100円	6,100円	6,100円	6,100円	36,500円
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツ	一般	12,800円	12,800円	8,500円	8,500円	8,500円	51,100円
		高校	4,400円	4,400円	2,900円	2,900円	2,900円	17,500円

3 (略)

3 カルチャーセンターの使用料

(1) アリーナの使用料

ア 全面貸切使用料

区分	使用目的	対象	A	B	C	D	E	F
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツを目的とする場合	児童等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
		生徒等	1,000円	1,000円	800円	1,100円	1,100円	5,000円
		一般	2,200円	2,200円	1,800円	2,400円	2,400円	11,000円
	その他		16,400円	16,400円	13,400円	17,900円	17,900円	82,000円
使用者が入場料を徴さない場合	アマチュアスポーツ	児童等	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円
		生徒	2,600円	2,600円	2,100円	2,800円	2,800円	12,900円

料を徴する場 合	ポ一 ツを 目 的 に 使 用 す る 場 合	生・ 学 生 中 学 生 以 下						
			3,200円	3,200円	2,100円	2,100円	2,100円	12,700円
	その他 (興行等)		109,200円	109,200円	72,800円	72,800円	72,800円	436,800円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 (略)
- 4 「使用者が入場料を徴さない場合」における「営利目的」とは、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合をいう。
- 5 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 6 第6条の3ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、使用時間の区分Fの欄に掲げる額の時間割

料を徴する場 合	目 的 と し な い 場 合	ポ一 ツを 目 的 に 使 用 す る 場 合						
		一 般	7,900円	7,900円	6,500円	8,600円	8,600円	39,500円
	その他 (興行を目的とする場合)		47,700円	47,700円	37,200円	52,100円	52,100円	236,800円

備考

- 1 「児童等」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の児童又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 (略)
- 4 暖房を使用した場合は、全面貸切使用料の100分の20の額を加算する。

計算による額にその額の100分の25に相当する額を加算した額とする。
 この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

7 前項の規定により加算した貸切使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

8 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(ア) 一部貸切使用料

使用区分	単位	使用料
アリーナ	2分の1面	貸切使用料の使用時間の区分に規定する額の2分の1の額

(イ) 貸出区域使用料

使用目的	使用区分	単位	時間帯区分		
			A又はB	C、D又はE	F
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	ステージ	全面	200円	100円	700円
その他	ステージ	全面	1,600円	1,000円	6,200円

備考

イ 一部貸切使用料

使用目的	対象	単位	使用料	
アマチュアスポーツを目的に使用する場合	アリーナ	2分の1面	1回につき全面貸切使用料の2分の1の額（F欄を除く。）	1日につき全面貸切使用料の2分の1の額
	ステージ	全面	1回につき400円	1日につき2,000円
その他	ステージ	全面	1回につき2,500円	1日につき12,500円

備考 「1回」とは午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの、「1日」とは午前9時から午後9時までの使用時間の区分をいう。

- 1 時間帯区分のAからFまでは、別表第4中3（1）ア貸切使用料の使用時間の区分をいう。
- 2 時間外に一部貸切又は貸出区域を使用する場合の使用料は、別表第4中3（1）ア貸切使用料の表の備考第6項及び第7項の規定を準用する。
- 3 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 個人使用料

対象	単位	使用料
一般	1人1回	200円
高校生・学生	1人1回	120円
中学生以下	1人1回	80円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 3 (略)
- 4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

(2) 会議室等の使用料

ア 会議室等使用料

室名	午前9時から午後1時まで		午後1時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後9時まで
第1会議室	2,100円	2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	6,300円
第2会議室	1,300円	1,300円	1,300円	2,600円	2,600円	3,900円

ウ 個人使用料

対象	使用料
児童等	1回につき50円
生徒等	1回につき70円
一般	1回につき100円

備考

- 1 「児童等」とは、小学校の児童又は中学校の生徒をいう。
- 2 「生徒等」とは、高等学校の生徒若しくは市内に所在する大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 3 (略)

(2) 会議室等の使用料

室名	午前9時から午後1時まで		午後1時から午後5時まで		午後5時から午後9時まで	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後9時まで
第1会議室	1,000円	1,500円	1,800円	2,300円	3,000円	3,600円
第2会議室	1,400円	2,100円	2,600円	3,200円	4,300円	5,200円

工作室	1,600円	1,600円	1,600円	3,200円	3,200円	4,800円
第1和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
第2和室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円
展示室	7,900円	7,900円	7,900円	15,800円	15,800円	23,700円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

イ 特別使用料

種別	使用料の額
入場料徴収加算料	入場料が500円以下の場 合
	会議室等使用料の額の100分の20に相当する額
	入場料が501円以上の場 合
	会議室等使用料の額の100分の40に相当する額
営利目的加算料	会議室等使用料の額の100分の60に相当する額

備考

- 1 種別の欄中「入場料徴収加算料」及び「営利目的加算料」とあるのは、それぞれ次に掲げる使用料をいう。
(1) 入場料徴収加算料 使用者が展示室を使用するに際し、この表の

工作室	800円	1,100円	1,400円	1,800円	2,300円	2,800円
第1和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第2和室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
展示室	1日につき14,200円					

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

(3) 電気使用料

使用区分	使用料
アリーナ	1時間につき800円
ステージ	1時間につき700円

備考 アマチュアスポーツを目的に使用する場で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

種別に該当する入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）

を徴収する場合に会議室等使用料に加算される使用料

(2) 営利目的加算料 入場料を徴収しないで、使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合に、会議室等使用料に加算される使用料

2 入場料を徴収する場合は、入場料の最高額によりこの表を適用する。

3 特別使用料の算定に用いる会議室等使用料の額は、当該特別使用料に係る行為を行う使用時間の区分による。

4 営利目的加算料が適用される場合には、入場料徴収加算料は適用しないものとする。

5 特別使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

4 交流施設の使用料

(1) 21世紀記念公園交流施設の施設使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体験学習室1	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円
体験学習室2	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円

(2) 21世紀記念公園くつろぎ施設の施設使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1和室	2,700円	2,700円	2,700円	5,400円	5,400円	8,100円

4 交流施設の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
体験学習室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円

5 くつろぎ施設の使用料

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1和室	1,800円	2,400円	2,700円	3,800円	4,600円	5,800円

第2和室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第3和室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
第4和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
小間	2,400円	2,400円	2,400円	4,800円	4,800円	7,200円
立礼席	3,700円	3,700円	3,700円	7,400円	7,400円	11,100円

(3) 荒井中央公園ふれあい交流施設の施設使用料

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
ホール	1,400円	1,400円	2,800円
調理室	200円	200円	400円

(4) 平成記念郡山こどものもり公園もりの館の施設使用料

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
体験学習室	1,400円	1,400円	2,800円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用者が営利を目的とする物品若しくは権利の販売若しくは有償サービスの提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利的性格を有する催しを行う目的をもって使用する場合は、施設使用料の100分の60に相当する額（次項において「営利目的加算」という。）を加算する。
- 3 営利目的加算の算定に用いる施設使用料の額は、当該営利目的加算に係る行為を行う交流施設における使用時間の区分による。
- 4 使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げ

第2和室	1,400円	1,900円	2,100円	3,000円	3,600円	4,500円
第3和室	1,400円	1,900円	2,100円	3,000円	3,600円	4,500円
第4和室	1,000円	1,400円	1,600円	2,200円	2,700円	3,400円
小間	1,500円	2,000円	2,300円	3,200円	3,900円	4,900円
立礼席	2,500円	3,300円	3,700円	5,300円	6,300円	8,000円

備考 冷房又は暖房の設備を使用する場合は、当該使用料の100分の20の額を加算する。

る。

5 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

5 大槻公園スーパースライダーの使用料

種別	単位	使用料
スーパースライダー	1人1回	大人250円
		こども150円

備考 「大人」とは15歳以上の者（中学生を除く。）を、「こども」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

6 大槻公園バーベキュー広場及び浄土松公園バーベキュー広場の使用料

種別	単位	使用料
バーベキュー広場	1基1日	600円
	1区画1日	400円

備考

- 「1基」とは、野外炉の使用をいう。
- 「1日」とは、午前9時から午後4時30分までの使用をいう。

7 (略)

8 (略)

備考

- 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

別表第5（第10条関係）

設備及び器具の使用料

1 (略)

備考

6 スーパースライダーの使用料

種別	単位	使用料	摘要
スーパースライダー	1人1回	大人150円	回数券（5回券）は、600円とする。
		子供100円	回数券（5回券）は、400円とする。

備考 「大人」とは15歳以上の者を、「子供」とは4歳以上15歳未満の者をいう。

7 (略)

8 (略)

別表第5（第10条関係）

設備及び器具の使用料

1 (略)

1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 郡山カルチャーパークカルチャーセンターの設備等使用料

(1) アリーナ

種別	午前9時	正午から	午後3時	午後5時	午後7時	午前9時
	から正午	午後3時	から午後	から午後	から午後	から午後
	まで	まで	5時まで	7時まで	9時まで	9時まで
放送設備	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	6,000円
電光掲示板	1,200円	1,200円	800円	800円	800円	4,800円

2 カルチャーセンターの設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
温水シャワー		1人1回	150円
フロアシート		10平方メートル1日	10円
展示用パネル		1枚1日	50円
会議室の放送設備		1式1回	200円
アリーナの放送設備		1式1時間	500円
電光掲示板		1組1時間	400円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワット	1回	400円

を超える場合

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、アリーナの使用に係る場合にあっては午前9時から正午まで、正午から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までの使用時間の区分における使用を、アリーナ以外の使用に係る場合にあっては午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあっては3回（アリーナの使用に係る場合にあっては、5回）の使用として、この表の規定を適用する。
- 3 フロアシートは、アマチュアスポーツを目的に使用する場で、入場料を徴さない使用のときは、無料とする。

(2) シャワー

種別	区分		単位	使用料
シャワー	個人使用		1人1使用	300円
	貸切使用	男子更衣室	1日1室（4基）	2,000円
		女子更衣室	1日1室（4基）	2,000円

(3) 会議室

種別	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午前9時
	から午後1時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後9時まで
放送設備	200円	200円	200円	400円	400円	600円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

3 荒井中央公園ふれあい交流施設の設備等使用料

種別	単位	使用料
調理台	1台1時間	100円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計1キロワット当たり1時間（持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワット以下の場合を除く。）	50円

備考 持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超える場合において、1キロワット未満の端数があるときは、これを1キロワットとして算定する。

4 交流施設の設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
映像装置		1式1回	500円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間

3 21世紀記念公園くつろぎ施設の器具使用料

種別	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時	午後1時	午前9時	摘要
	から午後1時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後5時まで	から午後9時まで	から午後9時まで	
茶道具	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円	(略)

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

4 大槻公園スポーツ広場の夜間照明設備使用料

設備	対象	単位	使用料
夜間照明設備	一般	30分	700円
	高校生・学生及び中学生以下	30分	350円

備考

- 1 「高校生・学生」とは、高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、幼稚園児若しくはこれに準ずる者、小学校の

の区分における使用をいう。

- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

5 くつろぎ施設の器具使用料

種別	使用料	摘要
茶道具	1式1回につき500円	(略)
華道具	1式1回につき200円	

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。

6 大槻公園スポーツ広場の夜間照明設備使用料

設備	使用料
夜間照明設備	30分につき500円

児童又は中学校の生徒をいう。

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。